

# 教育委員会定例会会議録

令和4年8月18日（木）

## 教育委員会定例会会議録

令和4年8月18日午後3時00分教育長竹内清が教育委員会定例会を茅ヶ崎市役所分庁舎5階特別会議室に招集した。

1 会議出席委員は、次のとおり。

教育長 竹内 清      委 員 赤坂雅裕      委 員 中馬智子  
委 員 伊藤甲之介      委 員 大森美保子

2 会議出席事務局職員は、次のとおり。

教育総務部長 中山早恵子	教育推進部長 白鳥慶記
教育指導担当部長 青柳和富	教育総務課長 島津 順
教育施設課長 高橋 修	学務課長 藤木徹也
教職員担当課長 南雲 務	社会教育課長 瀧田美穂
青少年課長 関山知子	学校教育指導課長 力石裕司
図書館長 松岡俊子	教育センター所長 日高恭子
小和田公民館担当課長兼館長 浅井志子	鶴嶺公民館担当課長兼館長 三井優子
松林公民館担当課長兼館長 菊池 修	南湖公民館担当課長兼館長 生川彰博
香川公民館担当課長兼館長 鈴木 朗	体験学習センター担当課長兼所長 松下晃久
博物館担当課長兼館長 須藤 格	

3 会議の大要は、次のとおり。

午後3時00分開会

○竹内教育長 それでは、ただいまから8月定例会を開催いたします。

日程第1 教委議案第37号市長の権限に属する事務の補助執行についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○教育総務課長 日程第1 教委議案第37号市長の権限に属する事務の補助執行について、教育総務課長よりご説明申し上げます。

議案書は1ページからでございます。

本案は、地方自治法第180条の2の規定に基づき、議案書3ページのとおり、市長の権限に属する寄附対応の事務を教育委員会事務局の職員に補助執行させたいとして、市長か

ら申入れがあった協議に対し、議案書2ページのとおり、同意する旨を回答するものでございます。

本日、この後にご審議いただく予定となっておりますが、教育委員会では学校施設整備基金を設置したいと考えており、ご承認いただきましたら、同基金への寄附金の積立に関する事務が発生します。また、7月に開館いたしました博物館においても、文化的資料の寄贈等を今後も受け付けてまいります。

こうした教育委員会所管に係る寄附採納の事務を、教育委員会または教育長が所管する事務と一体的に執行することが効率的であることから、補助執行に同意することが適切と判断するものでございます。

ご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第1 教委議案第37号市長の権限に属する事務の補助執行については原案のとおり決定することでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、原案のとおり決めます。

続きまして、日程第2 教委議案第38号史跡下寺尾官衙遺跡群・史跡下寺尾西方遺跡の追加指定に係る意見具申についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○社会教育課長 日程第2 教委議案第38号史跡下寺尾官衙遺跡群・史跡下寺尾西方遺跡の追加指定に係る意見具申につきまして、社会教育課長よりご説明申し上げます。

議案書は4ページから6ページでございます。

本案につきましては、平成27年3月10日付で国の史跡に指定されました史跡下寺尾官衙遺跡群及び平成31年2月26日付で国の史跡に指定されました史跡下寺尾西方遺跡の両史跡につきまして、史跡に隣接する土地の史跡追加指定の意見具申を行うため提案いたしましたものでございます。

議案書のうち、5ページから6ページは、今回の意見具申の対象について見解をまとめたものでございます。対象は、両史跡の南東部に位置し、遺跡が残存している可能性が高いことから、地権者の同意を得て意見具申を行おうとするものでございます。

本日ご審議をいただいた後、ご承認いただけましたら、速やかに意見具申を行い、史跡

の追加指定によって文化財の保存を図っていくものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第2 教委議案第38号史跡下寺尾官衙遺跡群・史跡下寺尾西方遺跡の追加指定に係る意見具申については、原案のとおり決定することでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、原案のとおり決めます。

次に、日程第3 教委報告第25号教育委員会市職員人事に関する専決処分についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○教育総務課長 日程第3 教委報告第25号教育委員会市職員人事に関する専決処分について、教育総務課長よりご説明申し上げます。

議案書は7ページ及び8ページになります。

今回は、7月31日付の退職に伴う解職発令が1件となっております。

ご説明は以上でございます。よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

特にご意見等がなければ、日程第3 教委報告第25号教育委員会市職員人事に関する専決処分についての報告を承認することでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、承認することといたします。

ここで皆さんにお諮りいたします。これ以降の議題は予算に関する案件等でございますので、その性質上、非公開といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 異議なしと認め、非公開といたします。

○竹内教育長 それでは、日程第4に入る前に事務連絡をお願いします。

[事務連絡]

午後3時05分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、次により署名します。

令和4年8月18日

教育長

委員

委員

委員

委員